

標本資料検索コードとしてのHRAFコードの利用について

著者	松澤 員子
雑誌名	国立民族学博物館研究報告別冊
巻	017
ページ	67-80
発行年	1992-12-25
URL	http://doi.org/10.15021/00003556

標本資料検索コードとしての HRAF コードの利用について

松 澤 員 子*

要旨

国立民族学博物館では HRAF の分類コードをいろいろな種類の情報資料分類に用いてきた。ここでは、日本の民具分類に用いられてきた一般的な分類体系と比較しながら、HRAF 分類の開発のプロセスとその特性について述べ、それを標本資料に適用した場合の有効性と今後の課題をユーザーの立場から検討した。

世界の諸民族文化を対象に、標本資料だけでなく、文献、映像、音響資料など、あらゆる情報を有機的に関連づけて検索可能にする分類体系を開発するためには、文献情報を対象に考案された HRAF 体系を越えなければならないが、それを適用しながら補足・修正することによって可能になると考えられる。なぜなら、どのような分類体系も、理論が先行するのではなく、より有効な、より便利な資料の利用という経験の蓄積によって、絶えず改良されていくべきものであるからである。

1 はじめに

この共同研究において、私に与えられた課題は、ユーザーとして研究に必要な標本資料を迅速、かつ的確に検索できるようなコード体系について検討することであった。しかし、この課題については、すでに国立民族学博物館（民博）創設準備室が設置された時から、梅棹館長の「民族学情報センター構想」のもとで、さまざまな機会に検討され、私も HRAF ファイルの専門委員として提言を行ってきた。そして、梅棹館長が「研究対象が全世界におよぶ民族学の体系的なコードとしては、HRAF が開発した『文化項目分類』（Outline of Cultural Materials）と『地域・民族分類』（Outline of World Cultures）が、たいへん有効なものであるという結論をえた」と記されているように¹⁾、民博での HRAF の2つのコード体系の利用は、おおむね決定しており、『地域・民族分類』はすでに図書資料や標本資料に付与されている。また、民博では、これら2つのコード体系の利用を容易にするために、『文化項目分類』と『地

* 国立民族学博物館 第1研究部

1) 梅棹忠夫「『文化項目分類』日本語版刊行にあたって」国立民族学博物館(訳)『文化項目分類』1988。

域・民族分類』としてそれぞれ翻訳を出版した。(但し、後者は「館内作業用」として翻訳・印刷されたが、公開はされていない。)この報告では、これら翻訳版を引用しているが、それぞれのコードをいう時には、「OCMコード」、また「OWCコード」という呼称が定着しているので、これを採用している。

今後、これらの分類を実際に運用していく上で、補足・修正の必要や、またコード体系そのものの改定の必要も生じるかもしれない。そういう意味で、ここで取りあげる課題は、新たな取り組みではなく、むしろ、標本資料の検索コードとして『文化項目分類』を用いた時の利点と欠点を実験的にデータ入力することによって検討することを目的としていたのである。残念ながら、時間的制約からサンプルとして取りあげられた標本資料が、地域的にも、種類にも限定せざるをえなかったもので、今まだ、その結論を出せるような段階ではない。ここでは、私が HRAF コード利用の利点と考えてきた根拠と、実際運用にあたってのいくつかの問題点を纏めておこうと思う。

2 従来の民具の分類

日本でも収集された標本資料(日本では一般に民具という言葉が用いられる²⁾)の保存とその整理、またその活用のためにいくつかの分類が試みられ、また実際利用されてきた。標本資料の分類には大別して4つの基準がある。(1)用途、(2)機能、(3)形態、(4)材質などである。文化庁で編纂された『民俗文化財の手びき』にある分類(表1)、アチック・ミュージアムの『民具蒐集調査要目』にある分類(表2)は、用途を主軸に分類したものであり、これに対し宮本常一は機能分類を提唱している[宮本 1969: 2]。形態や材質は、用途や機能に密接に関連しているため、細分類に用いられてきたが、それらが分類の基準に置かれることは稀であったようである。また、一般に使用されている標本資料の情報カードには、それぞれの資料について標本名以外の複数の情報項目がついているのが普通で、「製作法・材料」は最も一般的なものである。さらに、最近はコンピューターを用いた計量データや写真情報も利用できるようになってきたため、形態についても、より正確な情報を別の項目に付加することが可能であるから、標本そのものの分類に形態や材質による細分を付加する必要はないように思う。

まず、私の知るかぎり日本で最も詳細な分類は、文化庁の『民俗文化財の手びき』

2) 民博で収集されてきた「標本資料」は、日本民俗学で一般に用いられている「民具」という概念とは正確には同一でないかもしれないが、ここでは一応同じとして取り扱っておく。

(以下『手びき』とする)に掲載されている分類であると思う。OCM 分類について検討する前に、これまで一般に用いられてきたこの民具分類とアチック・ミュージアムの民具蒐集調査要目にみえる分類の概要を以下に挙げておこう。

『手びき』は、文化財を無形と有形とに分け、左頁には無形文化財、右頁には有形文化財を、それぞれ分類項目が対応するようにして表に示している。無形・有形文化財の定義については、「文化財保護法」を基準にしているようであるが【手びき：11-12】、無形には風俗慣習、民俗芸能が含まれる。従って、例えば「5 社会生活」の項を取りあげてみると、村落共同体や家族・親族関係に関わる習俗は数多く、それに関わる有形文化財には限りがあるから、大項目では左右対応させることができて、小項目では対応させられない。それは「8-1 民俗芸能」の項においても同じである。さらに、無形文化財として重要な口頭伝承については、「11 口頭伝承」という分類項目を加えている。その他の分類項目では、有形のモノに対して、それに関わる習俗や製作法、使用法、儀礼などが無形文化財として分類されている。本稿では標本資料を取りあげているので、とりあえず無形文化財を省略した。しかし、標本資料を民族学資料全体の中で位置づける時、無形の資料の分類との有機的関連を考慮しなければならない。この問題は後に再び論ずることにしたい。

次に、アチック・ミュージアムの分類は、文化庁のそれと基本的な差異はないようである。前者は「5 儀礼に関するもの」という大項目の中に、後者の「8-1 民俗芸能」「8-2 競技・娯楽・遊戯」「9 人の一生」「10 年中行事」を含めているなど細部において異なるに過ぎない。いずれも用途を基本に分類している【宮本 1969】。

最後に、宮本常一が提唱した民具の機能分類について簡単に触れておこう。彼は22の項目に分類する。すなわち、1 農耕用具、2 漁猟用具、3 畜産用具、4 養蚕用具、5 雑穀・調製用具、6 食料加工用具、7 食用具・調理用具、8 煮焼用具、9 容器、10 住用具、11 灯火用具、12 着用具、13 容姿用具、14 紡織用具、15 切裁用具、16 加工用具、17 運搬用具、18 計測用具、19 意志伝達用具、20 遊戯・娯楽用具、22 信仰・呪術用具である。

こうした分類は、いずれも便宜的なものであって、目的によって分類内容が異なることは言うまでもない。また、それぞれの分類は日本で民具を蒐集し、それらを整理する過程の中で考案されたものであって、そのいずれも将来補足・修正の必要性のあることは、考案者誰もが認めているところである。従って、当然のことながら日本で考案された民具分類は、日本の生活様式を顕著に反映している。それらをマードックらの『文化項目分類』と比較すると、狩猟・採集、家畜飼育、水・陸・空の輸送など

表1 民俗文化財（有形）分類 [文化庁]

1 衣食住

(1) 衣

- (A) 服物（男女別，季節別，年令別）
- (B) 結髪，化粧用具
- (C) 裁縫・洗濯用具
- (D) その他 手提げ袋など

(2) 食

- (A) 食料（品種標本）
- (B) 貯蔵用具
- (C) 炊事用具
- (D) 調理・調整用具
- (E) 保存・加工用具
- (F) 醸造・製造用具
- (G) 嗜好品用具
- (H) 食品
- (I) 飲食器
- (J) その他（神仏に供える器）

(3) 住

- (A) 屋敷構え（配置，施設）
- (B) 住居
- (C) 付属建物
- (D) 家具・調度
- (E) 寝具
- (F) 建築習俗用具
- (G) 防護用具
- (H) その他

2 生産・生業

(1) 自然物採集

- (A) 採集用具，運搬用具
- (B) 処理・加工用具
- (C) その他

(2) 農耕（果樹・園芸などを含む）

- (A) 焼き畑の用具
- (B) 耕作用具
- (C) 管理用具
- (D) 収穫・調整用具
- (E) 儀礼用具など
- (F) その他

(3) 山樵

- (A) 山図面，入り会い文書など
- (B) 山小屋・炭焼がまなどの施設
- (C) 山樵用具
- (D) 製品（板各種，こけら，など）
- (E) 搬出用具
- (F) 儀礼用具など
- (G) その他

(4) 採鉱・冶金

- (A) 施設・設備
- (B) 採鉱・冶金の用具
- (C) 運搬用具・販売用具
- (D) 儀礼用具
- (E) その他

(5) 漁撈

- (A) 漁場関係用具
- (B) 漁撈用具
- (C) 船
- (D) 製作・修理用具
- (E) 収蔵施設
- (F) 製造・加工関係
- (G) 儀礼用具など
- (H) その他

(6) 製塩

- (A) 施設・設備
- (B) 塩田用具
- (C) 釜屋用具
- (D) 運搬・販売用具
- (E) 文書・絵図など
- (F) その他

(7) 狩猟

- (A) 秘伝書・絵図など
- (B) 狩猟用具
- (C) 処理用具
- (D) 儀礼用具など
- (E) その他

(8) 養蚕

- (A) 飼育用具
- (B) 収穫・処理用具
- (C) 儀礼用具など
- (D) その他

(9) 畜産

- (A) 飼育用具
- (B) 伯楽用具など
- (C) 儀礼用具など
- (D) その他

(10) 染・織

- (A) 繊維各種
- (B) 製糸用具・施設
- (C) 機織用具・施設
- (D) あんぎん・組ひもとその用具
- (E) 染料
- (F) 染色用具・施設
- (G) 製品
- (H) 儀礼用具
- (I) その他

- (11) 手細工
 - (A) 原料処理用具
 - (B) 細工用具
 - (C) 製品
 - (D) その他
- (12) 諸職
 - (A) 組合帳箱
 - (B) 諸職用具と施設
 - (C) その他
- 3 交通・運輸・通信
 - (A) 交通・運搬施設（陸上，水上）
 - (B) 運搬具
 - (C) 車・船・そり類
 - (D) 旅行用具
 - (E) 通信施設・用具
 - (F) 祈願・禁忌・儀礼用具
 - (G) その他
- 4 交易
 - (A) 交易施設
 - (B) 商業用具
 - (C) 計算・計量具
 - (D) こんぼう用具
 - (E) 鑑札類
 - (F) 看板・広告類
 - (G) 証書・手形・貨幣類
 - (H) 印章・絵符類
 - (I) その他
- 5 社会生活
 - (A) 共同施設
 - (B) 共有道具
 - (C) 防災・避難用具
 - (D) 警防・刑罰用具
 - (E) 家じるし・印判類
 - (F) 贈答・社交用具（慶・弔・ふだん）
 - (G) その他
- 6 信仰
 - (A) 聖地・祠堂
 - (B) 神体・偶像類
 - (C) 石塔など
 - (D) 神事・仏事用具
 - (E) 神札・護符類
 - (F) 奉納・祈願品類
 - (G) 縁起物類
 - (H) 信仰関係の服装・用具
 - (I) 憑霊関係用具
 - (J) その他
- 7 民俗知識
 - (A) 教育施設・用具
 - (B) 医療・衛生施設
 - (C) 薬品，医療・保健具
 - (D) 暦・計時用具
 - (E) ト占・まじない用具
 - (F) 規格の基準となる物
 - (G) 計算・計量具
 - (H) その他
- 8-1 民俗芸能
 - (A) 施設
 - (B) 道具類
 - (C) 装束
 - (D) 仮面類
 - (E) 人形
 - (F) 楽器類
 - (G) 文書記録
- 8-2 競技・娯楽・遊戯
 - (A) 競技・遊戯等の施設
 - (B) 競技用具
 - (C) 娯楽・遊戯具・玩具
 - (D) 衣装・曲譜類
 - (E) その他
- 9 人の一生
 - (A) 産育などの施設
 - (B) 妊娠・出産
 - (C) 生児儀礼用具
 - (D) 育児用具
 - (E) 七五三・成人祝いの用具
 - (F) 恋愛中の贈答品縁結びの呪物
 - (G) 婚礼用具
 - (H) 嫁の持参するもの
 - (I) 婚姻関係用具
 - (J) 厄年・年祝いの用具
 - (K) 葬送用具
 - (L) 忌み明け・年忌の用具
 - (M) 喪屋・霊屋・墓など
 - (N) その他
- 10 年中行事
 - 各行事の用具，作り物，飾り物など
 - [以下，1月から12月までに区分され，各月の行事に関わる用具が細分されている。筆者注]

表2 民具蒐集調査要目 [アチック・ミュージアム]

1 衣食住に関するもの	3 通信運搬に関するもの
(1) 家具 室内器具、寝具、保存用具を含む	(1) 運搬具 機械に依るものを除き、牽き、担い、負い、かつぎ、提げ、戴きなどの方法によって用いられる用具ならびに補助用具および携行具
(2) 燈火用具 燈火器および発火器	(2) 旅行用具
(3) 調理用具 一般台所用具のうち主として調理に使用するもの	(3) 報知用具
(4) 飲食用具 一般飲食用具、その他茶道具、煙草道具を含む	4 団体生活に関するもの 災害予防のための用具、若者宿の道具、地割用具、共同労働用具等を含む
(5) 服物 一般服物のうち地方的特色を有する様式材料に基づく晴れ着、普段着、労働着を含み、防寒、日覆の類を含む。	5 儀礼に関するもの
(6) 履物	(1) 誕生より元服（成年式）までに用いるもの
(7) 装身具 櫛、笄、その他髪結用具、袋物類、文身道具等	(2) 婚姻に関するもの
(8) 出産育児用具	(3) 厄除けに用いられるもの
(9) 衛生保健用具 民間療法に必要な用具	(4) 年祝に用いられるもの
2 生業に関するもの	(5) 葬式、年忌に用いられるもの
(1) 農具	6 信仰、行事に関するもの
(2) 山樵用具 山樵に関するものうち運搬関係の用具は除く	(1) 偶像 主として民間卑近の偶像でいわゆる高遠な芸術品とは自ら異なるもの
(3) 狩猟用具 現在の銃砲具を除く。いわゆる火縄銃などの銃器を含む	(2) 幣帛類
(4) 漁撈用具 海、湖、川などで使用する漁撈用具で海藻採取に関するものを含む	(3) 祭供品および供物
(5) 紡織染色に関するもの	(4) 楽器
(6) 畜産用具	(5) 仮面 材料様式として木彫、木彫彩色、木地彩色、樺皮、瓠、土型、張子などが主で、その補助用具を含む
(7) 交易用具	(6) 呪具 お祝いをするとき用いる道具
(8) その他漆掻き、樟脳採、砂金採、木地屋、側師、杉皮剥、岩茸採、屋根葺、日雇、石工、大工、鍛冶屋などの人達が使用する用具等	(7) ト具
	(8) 祈願品
	7 娯楽遊戯に関するもの
	8 玩具、縁起物

に関わる分類は大まかであるのに反して、人生儀礼や年中行事では日本の習俗を反映していて、世界諸民族へのそれらの対応が困難であることは明らかである。次に、世界の諸民族の文化に関する資料の分類を試みた『文化項目分類』はどのようにして開発されたのか。その特徴を検討しておきたい。

3 『文化項目分類』と『地域・民族分類』の開発とその特徴

これらの分類体系の特徴を知るには、開発の過程に触れておかねばならない。以下 May [1971] と Ford [1971] の論文を中心に、その過程を纏めてみたい。『文化項目分類』は、1929年にイェール大学に創設された人間関係研究所に関わった研究者たちによって、その基礎が築きあげられた。この研究所は、人間性と社会秩序・文化に関わる学際的な基礎研究を行うことと、またそうした研究に携わる専門家を養成することを主要な目的に設立された [MAY 1971: 142]。そこには生物学、心理学、教育学、医学、精神医学、公衆衛生学、法学、歴史学、政治科学、経済学、社会学、文化人類学等々の分野から数多くの研究者が参加したのである [MAY 1971: 144-46]³⁾。彼らは、自分の専門以外の学問分野からの知識を蓄積しながら、人間行動や社会生活、文化に関する基礎理論を構築しようと試みていた。しかし、そのためには、まず文化人類学の対象とするさまざまな人間社会の事実を学ぶことから出発しなければならないという結論に到達したのである。

やがて、社会学者や人類学者が中核となって、(彼らは後に『文化項目分類』の著者となったのであるが)、探検家、旅行者、宣教師、人類学者などの記述したさまざまな社会の人間生活の記述を読み、どのような文化項目が含まれているか、分析する作業を始めた [FORD 1971: 175]。その中心的役割を担ったのがマードック (George P. Murdock) であった。彼が、毎夜大学の図書館で閉館12時まで、民族誌資料を読んでいたという話は、今もイェール大学で語り継がれている。日本の民具分類が民具を実際に収集・整理することから出発したように、彼らは物質文化を含めた民族誌情報を収集・整理することから、すべての人間社会に共通するような文化項目の分類体系を作成し始めたのである。1936年には分類体系の概要が完成し、パイロットプロジェクトとして、この分類を用いて無文字社会の民族誌資料の分析を行い、他方で数多くの人間行動科学の専門家にこの分類概要のチェックを依頼し、およそ100名から意見

3) Mayによれば、1931-32年の一年間に、この研究所に関わったイェール大学の研究者は130人を越えていた [MAY 1971: 142]。

が寄せられた [Ford 1971: 184]。こうして1938年、数多くの分野の研究者の共同作業のもとで『文化項目分類』の初版が出版されたのである。

その後さらに90社会を対象に資料分析を進め、いくぶん修正された『文化項目分類』が、1945年に Yale Anthropological Studies, Vol. II として出版された。1949年にはイェール大学の人間関係研究所を解散し、これまでに収集し、分類された資料をより多くの研究機関が利用できるようと、会員制による任意の大学および研究機関が相互で運営する法人組織としての HRAF (Human Relations Area Files) が設立され、人間行動の通文化研究とそのための情報提供は、今日に至るまで HRAF によって継承されている⁴⁾。

では、文化項目の分類とは何か。マードックは、文化の普遍的カテゴリーを文化の共通項 (common denominator) と呼んでいる。すなわち、「文化の真に普遍的なものは、習慣すなわち確たる形をもった行動上の同一性でない。それは分類上の類似点であって、内容の類似点ではない。」(中略、下線は筆者) 例えば、配偶者を獲得する、児童を教える、病人を取り扱う、というような現実の行動は、社会の異なるごとに非常に異なっている。けだし、このように異なる行為を、結婚、教育、医学という統一的範疇のもとに分類することを汲る人はいないだろう。諸文化の間に真に広範囲に、もしくは普遍的に見られる類似点のすべては、分析によって、このように一般的に認められた一連の諸範疇にわけられる。」[マードック 1952: 136] 従って、アメリカインディアンの呪医も現代の精神分析医も〈756 精神治療医〉に、または原始的なフリントの切り出しも近代的なアナコンダ銅精錬所も〈316 鉱石採掘と採石〉に分類されるのである [マードック 他 1988: 14]。こうした考え方を基礎に、『文化項目分類』では文化の共通項目を、まず10から88までの2桁の数字で表される79の大項目に分け、さらに各大項目に1から9の数字を加えて、3桁の数字で表される637の小項目に分類している⁵⁾。

次に、この分類は、どのような仮説や理論に基づいて、文化項目を選択し、細分し、また配列しているのであろうか。マードックは『文化項目分類』の概説の部分で、その理論的背景について、次のように指摘している。さまざまな民族の民族誌には、どの著者も共通に認識している項目がある。そして、それらの項目を分析すると、7つの基礎的な分類基準となるような側面(方向性)が見出せる(詳しくは『文化項目

4) HRAF は会員である大学や研究所によって維持、運営されている営利を目的としない法人組織で、本部はイェール大学のキャンパス近くにある。主要な事業は、通文化研究のための資料を会員に配布することと、通文化研究を自ら推進していくことである [松澤 1988]。

5) 本書資料編B「HRAF/文化項目分類(OCM)コード」参照。

分類』16-17頁参照)。しかし、マードックは、彼の見出したこれらの7つの側面を、論理的に配列して分類体系を作成することは理論上可能であるが、それは極めて複雑なものとなり、それをを用いて民族誌資料を分析するなら、その資料の内容をずたずたに切り裂いてしまう結果になると考えた。そして、数多くの資料を分析するうちに、結果として一般的な配列を作りあげていったのである。分類というものは、それぞれの研究の目的に応じて、便宜的に活用されるものであり、理論が先行するのではなく、現実に即したものでなければならない。その意味では完全な分類はなく、絶えず修正、補足されていかなければならないのは当然のことである。

ここで『文化項目分類』とセットになっているもうひとつの HRAF の分類、『地域・民族分類』を簡単に紹介しておこう。これは文化項目分類を構築する過程で、必然的に完成した。なぜなら、『文化項目分類』のパイロットプロジェクトで世界諸民族社会の民族誌資料をできるだけ地域的に偏りなく選択するためには、地域・民族分類を作成して、すでに分析された資料がどのような地域や民族をカバーしているのか、チェックしていく必要があったからである。『地域・民族分類』は、世界を6つの地理的地域に分類し、さらにそれぞれを国や民族に細分し、その中には歴史区分を含んでいることもある⁶⁾。しかし地域研究が進むにつれて、細分の要請が出されており、近い将来に改訂される予定である。1954年に初版が出版され、修正・補足されて、1983年には6版が出版されている。

4 『文化項目分類』と物質文化の分類

物質文化（ここで標本資料と呼ぶもの）は『文化項目分類』の中ではどのように取り扱われているのだろうか。この文化項目分類の構築にあたってきた研究者たちは、文化の諸特性は互いに密接に関連しあっていて、物質文化も文化全体の脈略から切り離すことはできないという文化理論の立場に立っていたから、特に物質文化を独立させて、分類していない。『文化項目分類』編纂のためのパイロット研究で、主として物質文化に関わる部分の研究を担当したフォード (Clellan S. Ford)⁷⁾ は、物質文化の研究には2つの立場があり、ひとつは全体文化の枠組みの中で取り扱おうとする立場で、もうひとつは特にその製作技術に注目し、特定の製作活動と他の文化行動の諸側面との関係を無視し、特定のものを詳細に分類するやり方である [FORD 1937: 230]。『文化項目分類』は、当然前者の立場を貫いている。

6) 本書資料編C「HRAF/地域・民族分類 (OWC) コード」参照。

7) 彼は物質文化の比較研究によって、イェール大学より人類学の学位を得た。

では、実際『文化項目分類』では、物質文化（標本資料）をどのように、その分類体系の中に組み込んでいるのだろうか。まず、人間行動の普遍的類似点を大項目として分類し（すなわち、「文化の共通項」）、それぞれ大項目の中で行動の背景となる装置、社会的組織、必要な用具、技術、結果としての産物、それにまつわる儀礼や信仰などの分類項目として細分している⁸⁾。

例えば、大項目〈21 記録〉の下に小項目〈212 文字〉があり、〈212.07 筆記用具〉が分類されている。（但し、この小数点以下の数字を付した分類は、翻訳版において便宜的に使用したが、原本では；（セミコロン）で区切られた記述に過ぎない⁹⁾。）この大項目、〈21 記録〉は「半永久的な記録により時間を越えたコミュニケーション」という人間行動の分類カテゴリーである。また、発火器具は、〈37 エネルギーと動力〉、〈372 火〉というカテゴリーの中に含まれている。ここでも大項目〈37〉は、「自然界に存在するエネルギー資源の活用および産業動力への利用」という人間の自然界への働きかけという行動に関わっている。〈41 道具と機器〉だけは、そのすべての小項目が道具・機器の細分類となっているが、他の分類項目との重複を避けるために「他のカテゴリーに情報がない場合にのみ以下で扱う」という説明がついている。従って、〈413 特殊な道具〉の中に〈413.01 筆記用具〉があるが、これは上に述べた「記録」という目的とは異なった目的のために使用される特殊な筆記道具を指しているのである（今、その具体例が思いつかないが）。

『文化項目分類』の重要な特徴のひとつに、それぞれの項目にクロスレファレンスがついていることである。例えば、〈293 服飾雑貨〉に分類されるものの中には、次の項目に分類されるべきものもあるので、参照してほしいという意味で「次をも参照」と記されているのである¹⁰⁾。このクロスレファレンスは HRAF での長年に及ぶ民族誌資料の分析の経験から考案されたもので、『文化項目分類』改訂の際には新たに検討を加え、必要な項目が追加されている。

ここでは対照表を示さないが、私の個人的な試みでは、日本の民具分類にある諸項目で、OCM 分類のいずれのカテゴリーにも対応しないものはない。ただ、さらに分類を進める過程で、より詳細な分類項目が必要になることもあるかもしれない。しか

8) 本書資料編B「HRAF/文化項目分類(OCM)コード」参照。

9) 『OCM』では「小数点以下」の分類はされていない。それぞれのカテゴリーの内容の説明である。しかし、カテゴリーをさらに細分するために、；（セミコロン）で区切られたところに小数点を加えて細分する方法は、Dr. Hesung K. Koh（元 HRAF 研究部長）が韓国に関する文献の分析に OCM 分類を用いた際に工夫したものである。民博では『FOCM』翻訳にあたって、その方式を採用した。

10) 本書資料編B「HRAF/文化項目分類(OCM)コード」，“2 内容抜粋”参照。

し、その汎用性は、HRAF がこれまで300以上の社会を対象に約77万6千頁にも及ぶ民族誌資料をこれによって分析してきたという HRAF の実績が証明していると思う。

また、標本資料に関しては、ニューメキシコ州立博物館 (The Museum of New Mexico, the Museum of International Folk Art) の館長であったインバラリティ (Robert B. Inverarity) が行った実験結果でも明らかであろう。彼は、『文化項目分類』を用いて博物館に所蔵されていた視覚資料 (民芸品の写真資料) を分類整理し、研究者がそれらの資料を研究のために利用できるようにしたいと考えて、プロジェクトチームを組織した。このプロジェクトでは、保存されている一枚一枚の写真資料に OCM コードをつけ、HRAF ファイルの方法で検索できるようにした。その結果は『Visual Files Coding Index』として、1960年に出版されており [INVERARITY 1960]、かなりの成果があったと報告している。しかし、この資料のほとんどは民俗芸術品であったため、OCM カテゴリー〈531 装飾美術〉と〈532 具象的な形を表現した美術〉ではコードが不十分であったとして、まだ使用されていないコード89を用いて、次のように新たな分類項目を追加している。89 民芸品：891 材料、892 技術、893 デザインの様式、894 デザインの要素、895 作品、896 特質。ここに追加された項目は、民俗芸術品という資料にとって重要な情報項目であって、マードックが「文化の共通項」と呼ぶものではない。従って、こうした情報は、取り扱う資料に合わせて設けるべき情報項目であると、私は考える。民博で使用している情報カードでは、「製作法」「材料」という項目が設けられている。

さらに同じような試みは、民族誌フィルム of の主題分析 (topical classification) にも適用されている [MUSCHIO 1980; KREISS and STOCKTON 1980]。いずれも、上述のような補足を加えてはいるが、OCM コードによって検索が可能であることを証明している。

イェール大学の人間関係研究所や HRAF がこの分類体系にかけた時間と人材、またその規模、さらにそれを用いた資料分析の実績を考えるなら、世界の諸民族のあらゆるデータを分類し、検索するためのコード体系としては、これを除いて他に適切な分類体系はないのではなかろうか。

5 民博における標本資料検索の実験結果

民博では、情報カードに基づいて、標本資料に OCM コードを付すという作業を行った。しかし、この作業は決して容易なことでない。第一に、それぞれの資料は、博

物館に収蔵される以前には、人々の生活の中でさまざまな用途をもち、その文化の脈絡の中で意味を与えられて、生きていたのである。民具収集にあって、情報カードの記入が最も大切な作業であるのは、そうした情報をできるだけ正確に記しておかなければならないからである。ましてや収集者でなく、使用民族の文化に精通しない人が、コードを付与するなら、情報カードに頼るしか方法がないからである。今回の実験では、仮面657点、刃物類389点、容器類759点、玩具類920点という選択をしたが、情報の少ないものが多かった。従って、OCMコードが検索にどれほど有効であったのかを実証するに至っていない。むしろ十分な情報記入のある資料を選択するべきであったと思う。

第二に、多くの資料は、上で述べたように、多種多様な用途、多岐にわたる機能をもつから、ある特定の分類項目に固定することが困難であるという問題がある。このことに関しては、HRAFファイルのシステムを取り入れて、複数のカテゴリーコードを与えることで解決できると考えている。例えば、仮面を考えよう。仮面は、民族美術にも宗教儀礼にも用いられ、呪物でもある。インバラリティの分析結果では、仮面は次の8つのカテゴリーに関連しているという [INVERARITY 1960: 11]。すなわち、〈532 具象的な形を表現した美術〉〈535 舞踊〉〈536 演劇〉〈301 装身具〉〈293 服飾雑貨：防護用具〉〈782 慰撫〉〈754 邪術〉〈714 制服と装具〉(彼の独自のコード895と892は〈532〉に含む)。もちろんすべての仮面が8つの側面をもっているわけではない。今回入力された資料の中から、情報カードの情報の一部とOCMコードの付与された例を挙げてみよう。

標本番号	H0068132
標本名	仮面 (木製)
使用地	メキシコ合衆国 Guerrare 州
用途・使用法	秋に作物の実る時のダンスに使用。虫、動物のマスクをつけた人々と共に踊られる。
OCM	532.08; 535.12; 241.15 (ここで〈241.15 農耕儀礼〉のコードが付されている。)

こうして複数のコードが付されることによって、ユーザーがダンスに用いられる仮面とか、呪物としての仮面とか、いくつかの属性をもった仮面をコードの組み合わせで検索することが可能となると考えている。

第三は、OCMカテゴリーと研究者の付与した標本名との相関関係についての問題

である。すでに指摘したように (74頁), それぞれのカテゴリーには分類上の類似点をもったものがクラスターを作るのであって, ある特定の名称で呼ばれるものがみな分類上の類似性をもつのではない。名称を与える人は, その名称に対して, その人が一般的と思うイメージなり概念をもっているが, それが OCM 分類のカテゴリーと一致するとは限らない。それ故に, 「用途・使用法」, また「製作法・材料」「使用者」などの情報から, OCM 分類の適切なコードが付与されるのである。「仮面」という言葉が複数のカテゴリーに現れるのはそのためである。未だ, われわれの実験データが不十分で, 具体例を挙げることはできないが, 「仮面」は, 戦闘の身体防護具や, 人が身につけられない小さな呪符にも用いられる。文化の異なる諸民族を対象にする時, このことは念頭に置いておかなければならない。『文化項目分類』の著者たちは, それぞれのカテゴリーに便宜上英語で語彙を与えなければならず, その語彙によって分析者に歪んだイメージを与えないかと苦慮したのである [FORD 1971: 178]。

最後にユーザーの立場から, 情報カード記入に関して希望を述べておきたい。標本の命名が自由であっても, その中に材料や使用者が含まれる場合には, 再度それぞれの項目に記入することである。そうすれば材質や使用者 (一般的な男性, 女性, 子供など) の検索も可能になる。特に後者には, 祭司, 首長, 未婚者, 兵士, 奴隷などの情報があれば, 情報検索の幅が広がるであろう。

文 献

文化庁内民俗文化財研究会

1979 『民俗文化財の手びき——調査・収集・保存・活用のために——』第一法規出版。

FORD, C.S.

1937 A Sample Comparative Analysis of Material Culture. In G.P. Murdock (ed.), *The Studies of Society*, Books for Libraries Press, pp.225-246.

1971 The Development of the Outline of Cultural Materials. *Behavior Science Notes* 6(3): 173-185.

INVERARITY, R.B.

1960 Visual Files Coding Index. *International Journal of American Linguistics* 26(4): 1-185.

KREISS, L. and E. STOCKTON

1980 Using the Outline of Cultural Materials as a Basis for Indexing the Content of Ethnographic Films. *Behavior Science Research* 15: 281-293.

松澤員子

1988 「マードック——通文化研究の推進者」綾部恒雄(編)『文化人類学群像 2』アカデミア出版, pp.9-25。

MAY, M.A.

1971 A Retrospective View of the Institute of Human Relations at Yale. *Behavior Science Notes* 6(3): 141-172.

宮本常一

1969 「民具試論(一)」日本常民文化研究所(編)『民具論集一』慶友社, pp.1-24。

マードック, G.P.

1952 「文化の公分母」ラルフ・リントン(編)『世界危機に於ける人間科学』瀬川行有(訳), 実業之日本社, pp.134-154。

MURDOCK, G.P.

1983 *Outline of World Cultures. Human Relations Area Files.*

マードック, G.P.・C.S. フォード・A.E. ハドソン・R. ケネディ・L.W. シモンズ・J.W.M. ホワイティング

1988 『文化項目分類』国立民族学博物館(訳), 国立民族学博物館。

MUSCHIO, G.

1980 *An Application of the Outline of Cultural Materials to Film Information. Behavior Science Research* 15: 263-279.

中村たかを

1981 『日本の民具』弘文堂。

大島暁雄

1975 「民具の調査と収集」宮本馨太郎(編)『民具資料調査整理の実務』柏書房, pp.1-95。

田辺悟

1975 「民具の分類・整理・保存と展示」宮本馨太郎(編)『民具資料調査整理の実務』柏書房, pp.97-163。